

令和4年10月1日からの入札制度の改正について

趣旨

公共工事に係るダンピング等の更なる対策を強化するため、最低制限価格及び低入札調査基準価格の算出方法の改正を行う。

今回は一般管理費の算定式を0.55から0.68に変更する。

概要

①対象工事：130 万円以上で競争入札に付す建設工事に適用

②設定基準：

改正前	改正後
【算定式】 ①直接工事費×1.00 ②共通仮設費×0.90 ③現場管理費×0.90 ④一般管理費×0.55 $\{(\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④})\div\text{工事価格}+\text{ランダム係数}\}\times\text{予定価格}$ 【設定の範囲】 予定価格の 80/100～92/100の範囲	【算定式】 ①直接工事費×1.00 ②共通仮設費×0.90 ③現場管理費×0.90 ④一般管理費等× 0.68 $\{(\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④})\div\text{工事価格}+\text{ランダム係数}\}\times\text{予定価格}$ 【設定の範囲】 予定価格の 80/100～92/100の範囲

※ランダム係数：△1～1%以内

(△0.01000～0.01000)

予定価格の92%～80%の範囲内でランダム係数分を加減する。

適用開始日

令和4年10月1日以降に入札公告を行う建設工事から適用する。